

所であらう。名稱は失業救濟に托するも、根本の目的は道路の改良にあるのである。此の大目的を達するの附帶事業として、失業救濟の一端とするは勿論策の得たるものなるべきも、それにしても現在失業して居る人々を目當に救濟するは救濟の方法を得たるものにあらず。道路改良事業を施行するに當り一般労働市場の状況を顧慮し、其の繁閑を見計らつて、廣く間接に之を調節するの方針を取らねばならぬ。現在の失業者其の人々を特に救濟するは、乞兒に金品を惠與すると同じく姑息の甚だしきものである。道路政策の上から觀察して失業救濟の目的をも同時に達せんとすれば、現に失業して居る其人を特に目當に爲すべからざることは、シドニーウエッブ氏が國道論に論じて居る通りのことである。労働者を使用した後始末はどうするなどの馬鹿げた問題の起る皆この道路改良事件を廣く労働市場の調節機關の一として利用する方法を了解し得ざる過である。余は此の點に關して更に他日を待つて詳論する所あるべし。

道路會議復活の要求

大口喜六

今の道路法が衆議院に提出されたのは第四十一回帝國議會で、大正八年の一月であつた。當時其

の委員會に於ては幾多の意見が交換されたものであるが、從來道路に對しては明治九年太政官達第
六十一號と外に二三の單行法令があつたのみで、縣道郡道里道と云ふやうなものに就ては、それが果
して何れの營造物に屬すべきやさへ疑問となつて居た。

然るに道路法の制定によりて、凡そ道路はその名稱の何たるを問はず、總てが國の營造物たること
に認められたのである。さうしてそれが認定に就ては、國道は主務大臣、府縣道は府縣知事、郡道は郡
長、市町村道は市町村長に於てなすやうに定められたのであるが、そのうち府縣道、郡道、市町村道に就
ては、その認定をなすに當りて府縣會、郡會、若しくは市町村會に諮問せねばならぬと云ふのが發案當
時の方針であつた。それでは最も重要な國道が、獨り主務大臣の專斷で定まる事になるので、何れ
の方面から觀察するも、それは甚だ面白からざることであると云ふのが委員會の意見であつた。こ
の意見は結局當局者の認むる處となつて、其處に現はれたのが道路會議である。

そこでこの道路法が施行せらるると程なく、道路會議は開かるるに至つたが、會議の席上に於ては
盛に道路改良の必要なることが論ぜられたもので、當時自動車の發達がたとへ今日の如くなるべし
とまで考へられて居なかつたにしても、將來は必ずそれによりて交通上一大變化を及ぼすものなり
とは確信されて居た。さうして其の結果は道路さへ完成すれば、鐵道の如きは少なくとも或部分に新
建設の必要がなくなるであらうとまで論ぜられた。

さう云ふことから同會議では道路改良計畫と云ふものが立てられて、政府に對する建議となつた

が、其の意見は大體に於て政府の容るる處となつた、それが齎て次期議會に於て道路公債法案となつて現はれた原因である。

この法案は國道改良費支辨又は國道、府縣道若くは市の重要街路改良費補助に關する經費支辨のため、政府は二億八千二百八十萬圓を限り公債を發行し、又は之が繰替支辨のため借入金をなすことを得と云ふのであつたが、其の内容としては所謂三十箇年計畫で國道改良費が六百八十萬圓、同改良費補助が一億六千七百五十萬圓、府縣道改良費補助が一千七百萬圓、市の街路改良補助が九千萬圓それから事務費が百五十萬圓と云ふのであつた。

然るに第四十二議會に於ては衆議院の解散によつて同法案も成立するに至らなかつたが、第四十三議會に於ては僅に字句の修正があつたのみで、同法案は兩院を通過するに至つたのである。

爾來道路に對しては稍一定の方針とも見るべきものが確立した狀態となつて、國道は勿論、府縣道も亦た着々としてそれが改良の計畫を進捗するに至つたのである。東京から横濱に通する國道、大阪から神戸に通する國道の改修の如き、實に政府として其の最初の企てであつた。

然るにこの公債財源に就ては其の後著しき變化が起つた、實を云ふと此法案の成立つた大正九年の頃は、所謂世界大亂の影響で我國財政の甚しく膨脹したる時であつた而も八八艦隊建造の計畫に對しては頗る財源の窮乏を感じたので、國債整理基金の繰入れをも中止するに至つたが、其の後華府會議に於ける軍縮の結果として、其處には財源に多少の餘裕を認めたので、最初の計畫から云ふと一

箇年早かつたが、大正十二年以来國債整理基金の繰入れを復舊しそれと同時に一般會計に於ける公債財源も亦た廢止することとなつたのである。

而もそれと殆ど同時に、我國の財政に一大打撃を與へられたのが關東に於ける大震火災の結果であつた。さう云ふ關係から以上述べた我國に於ける道路改良三十箇年計畫と云ふものは、ここに全く頓挫の状態に陥つたのである。

然らばそれが頓挫したばかりで居られたかと云ふに決してさうは行かぬのであつた。事業の中止又は繰延べをなして、而もそれで如何やうにも經過し得らるるのは寧ろ政府ばかりである、府縣若くは市町村は、決してそれを黙止する譯に行かぬのが實情であつた。

元來我國の道路は、前にも言ふ如く總てが國の營造物である然るに其の管理者は誰であるかと云ふに、國道と府縣道とは府縣知事であり、市町村道は市町村長である。従つて其の改良修繕に關する當面の責任者は、府縣知事であり市町村長であつて、而もそれが費用の負擔者は府縣であり市町村である。目前に交通の不便と道路の荒廢とを見て、それを等閑に付する譯に行かぬのは當然である。況んや曩に三十箇年計畫が樹立され、地方自治體は其方針に基いて一定の計畫を定めたものである。それを急激に打捨てるやうなことをしたならば、それこそ國民の迷惑は一と通りではない。政府は自己がなさむと欲する道路だけを國道中より選み出して計畫せむとしたのである。従つてそれを中止したところで直接の責任はないやうな状態になるが、それと同時に、實際に於て其の跡始末を引受け

させられるのは府縣である、さうして其の結果が延いて市町村に及ぶことは言ふ迄もない。

かくの如くにして最も苦むで居るのは府縣であり市町村である。現に府縣と市との歳出中、最も費額の多いのは土木費であつて、町村と雖も教育費に次で費額の多いのはやはり土木費である。

苟も今日我國に於ける交通機關を考慮し更に地方自治體の財政に想到するものは先づ以て道路に對する行政を如何にすべきやと考へねばならぬ、さうしてこれには第一に一定の方針を樹立することが大切である所謂朝令暮改の状態を繰り返されたのでは地方自治體の困難これに過ぐるものはない。

自分は此處に現内閣のそれに對する政策を批評する餘白を持たぬが、たゞ道路會議の復活を以て最も必要とすることだけは主張して置きたい。

元來道路會議の起されたのは前にも述べし如くである。さうして道路法施行令第一條には國道の路線の認定又は其の變更若くは廢止をなさむとするときは勅令の定むる道路會議に之を諮詢すべしとあつて、その法令は今猶ほ存在して居る筈である。然るに其の道路會議は大正十三年清浦内閣當時に廢止されて居るのである。爾來我國に於ける國道の認定は獨り當該大臣の專斷に任せられて居るのみならず現在の状況を見るに慥に其の大方針に朝三暮四の事情がある。これは事實上に於て極めて不利なるのみでなく、法制上から考へても最も不備である。自分は此場合我國に於ける道路行政上一定の方針を定むるため、先づ以て道路會議の復活を要求するものである。